

安芸高田市農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 7 日

安芸高田市市長 石丸 伸二

安芸高田市農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市農村公園設置及び管理条例(平成 19 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
本則 (略)		本則 (略)	
別表(第 2 条関係)		別表(第 2 条関係)	
名称	位置	名称	位置

(略)	(略)	
	尾原運動公園	安芸高田市向原町坂 494 番地 1
	尾原親水公園	安芸高田市向原町坂 452 番地

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。